

美里町地域福祉計画

(第 1 期)

平成 2 9 年 3 月
宮城県 美里町

● ● 目 次 ● ●

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	6
5 計画策定体制	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状	8
1 美里町の概況	8
2 地域福祉にかかる現状	12
3 地域福祉にかかる課題	21
第3章 計画の基本方針	24
1 基本理念（めざす地域福祉の姿）	24
2 計画の視点	25
3 基本目標	26
4 施策体系	28
第4章 施策の展開	29
地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）	29
基本目標1：住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり	30
1-1 地域福祉活動に対する理解の促進	30
1-2 住民同士の顔のみえる機会・交流づくり	32
1-3 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり	34
基本目標2：住民、関係団体、町による協働の地域づくり	35
2-1 地域福祉活動を支える人材・団体の育成	35
2-2 地域福祉ネットワークの構築	37

基本目標 3：保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり	39
3 - 1 保健福祉サービスの利用支援	39
3 - 2 地域での自立支援	41
基本目標 4：だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり	43
4 - 1 人にやさしい地域づくりの推進	43
4 - 2 権利擁護体制の強化.....	44
4 - 3 地域における防災・防犯対策の推進.....	46
第 5 章 計画の推進	47
資 料 編.....	49
1 策定経過	49
2 策定委員会	50
(1) 美里町地域福祉計画策定委員会条例.....	50
(2) 策定委員会委員名簿.....	52
(参考) 小地域福祉活動について.....	53

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

市町村地域福祉計画は、平成 12 年に改正された「社会福祉法」において、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、住民と町が協力して地域の課題解決に向けて取り組むことの必要性がうたわれています。また、平成 19 年 8 月には、災害時要援護者の避難支援対策（現在の避難行動要支援者の支援方策）を市町村地域福祉計画に盛り込むことが通知されました。

平成 20 年 3 月には、厚生労働省において「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が設置され、「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討することを目的とし、地域福祉のあり方についての提言が示されました。

さらに、平成 25 年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年 4 月より施行されたことから、様々な要因により増加している生活困窮者に対して、直ちに生活保護に至ることのないよう、生活を重層的に支えるセーフティネット（社会的安全網）を構築し、福祉事務所や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、雇用や生活等に関し総合的に支援することとなりました。

この度、美里町（以下、「本町」とします。）では、「一人ひとりが手を取りあって、ともにいきいきと暮らせるまち みさと」を基本理念とする、「第 1 期地域福祉計画」（計画期間：平成 29～33 年度 以下、「本計画」とします。）を策定しました。

新たに策定する本計画では、社会情勢の変化等を踏まえつつ、住民と町、ボランティア、NPO 法人、サービス提供事業者等が力を合わせ、補完し合いながら、それぞれの役割のなかでできることを実行していくことにより、だれもが地域で安心して暮らしていくことができる地域社会をめざすものです。

2 地域福祉とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化するなかで、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔あった住民同士の支え合いなどの「地域力」が低くなっています。さらに、ひきこもりや子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、子どもや高齢者に対する虐待などの犯罪、言葉や文化の違いに戸惑っている人、生活に困っている人など、地域では様々な困りごとが生じています。

こうしたなか、地域において安心して暮らし続けるために、町や美里町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」とします。）では、保健福祉施策の充実に努めていますが、各種法制度が整備され、子どもや障がいのある人、高齢者等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別福祉では対応できない地域問題や制度狭間と言われる生活課題がより顕著になってきています。また、少子高齢化と増大する社会保障費の問題を背景に、国の社会保障制度全体のあり方が見直され、地域において住民同士で支え合うことがますます必要になっています。

つまり、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、だれもがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果をつぎの活動に生かすという「地域福祉」を進めることが重要です。

これは、住民のだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域で困っている人を助け合い、お互いに支え合うということです。

このような「地域力」を高めるためには、だれもが地域社会でできる役割を担う気持ちと行動が不可欠です。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」に位置づけられ、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。

（参考）社会福祉法（抄）

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

参考までに以下に、社会福祉法第 107 条に基づく、3 つの事項の具体的な内容を例示します。

社会福祉法の規定	具体的な内容（例示）
1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項	○ 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備 ○ 要支援者が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができるしくみづくり ○ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	○ 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり ○ 民間事業者や NPO 法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進 ○ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検するしくみづくり
3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	○ 地域住民、ボランティア団体、NPO 法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実 ○ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

さらに、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」、「生活困窮者自立支援法策について必要な事項」も盛り込む事項として追加されています。

この具体的な事項としては、つぎのような内容があたります。

地域福祉に盛り込む事項	具体的な内容（例示）
避難行動要支援者の支援方策に関する事項	○ 避難行動要支援者の把握方法 ○ 避難行動要支援者情報の共有・更新 ○ 避難行動要支援者の支援
生活困窮者自立支援法策について必要な事項	○ 生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能

（２）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、地域社会における生活課題を解決することを目的に、社会福祉法第４条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画として、住民と社会福祉協議会、町等がともに考え、社会福祉協議会において策定するものです。

なお、地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に明確に位置づけられた社会福祉協議会は、福祉ニーズがあらわれる地域社会において、生活課題を解決し、住民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

（参考）社会福祉法（抄）

第４条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第１０９条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- １ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ２ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ３ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ４ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係

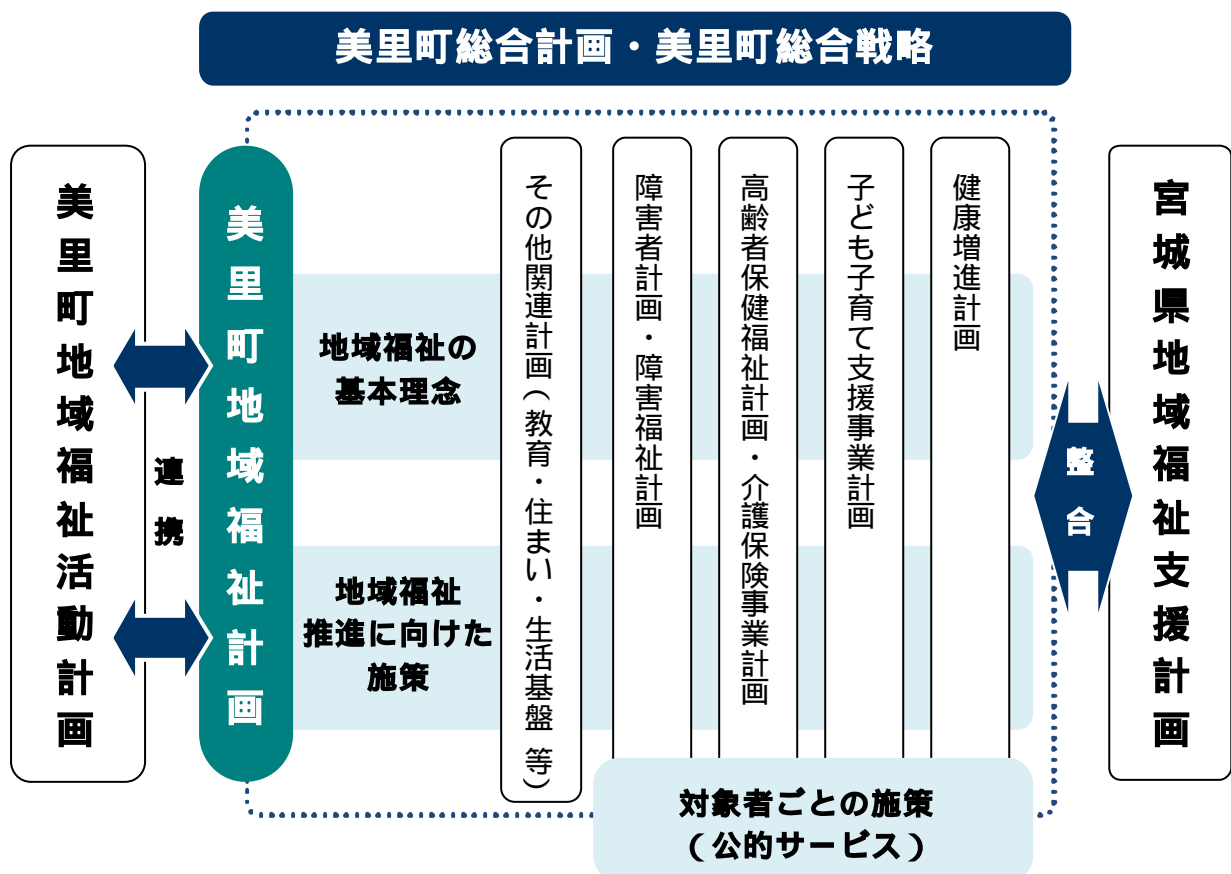
本計画は、地域福祉を進めるうえでの町全体の理念やしきみをつくる計画であり、それを実現・実行するための行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪といえます。

そのため、地域福祉計画、地域福祉活動計画では、地域福祉を推進するうえでの基本理念や取り組みを共有しつつ、相互に連携して地域福祉を推進します。

(4) 個別計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」の方向性を踏まえるとともに、宮城県地域福祉支援計画及び本町の各福祉計画との整合を図り、基本理念や地域福祉推進に向けた施策や取り組みを横断的かつ包括的に捉え、個別計画における具体的な活動の指針とするものです。

図表 地域福祉計画の位置づけ・各計画との関係



4 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度とする 5 年間(平成 29～33 年度)とします。
計画最終年度にあたる平成 33 年度に次期計画を策定する予定です。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえて、
必要な場合は見直すものとします。

図表 計画期間（町の上位計画・関連計画）

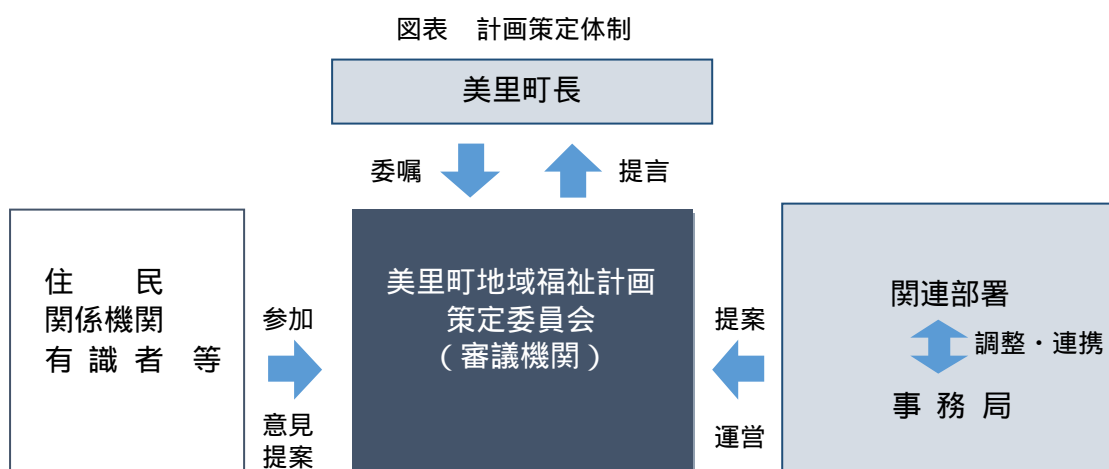
	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37
美里町地域福祉計画 (平成 29～33 年度)										
美里町総合計画・美里町総合戦略 (平成 28～32 年度)										
美里町子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～32 年度)										
美里町高齢者福祉計画・第 6 期介護 保険事業計画(平成 27～29 年度)										
第 2 期美里町障害者計画 (平成 24～29 年度)										
第 4 期美里町障害福祉計画 (平成 27～29 年度)										
美里町健康増進計画(健康みさと 21) (平成 24～33 年度)										

5 計画策定体制

(1) 策定委員会による審議・検討

本計画の策定にあたっては、地域住民や地域活動団体に対するアンケート調査等により、地域福祉に関する課題や意見を把握し、パブリックコメントを実施して、計画案に対する地域の意見を反映させました。

また、地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者や公募の住民などで構成する「美里町地域福祉計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。



(2) アンケート調査の実施

地域の福祉環境や福祉活動に関する意見・意向を把握するために、アンケート調査を実施しました。この結果から得られた住民の意見を策定委員会で協議し、計画に反映するよう努めました。

《 調 査 概 要 》

- 調 査 対 象：美里町内にお住まいの18歳以上の方
- 抽 出 方 法：年齢、地域による層化無作為二段抽出により2,000名を抽出
- 調 査 内 容：地域の福祉環境や福祉活動に関すること
- 調 査 期 間：平成28年9月
- 調 査 方 法：郵送配布・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	未回収票数	回収率
2,000 票	955 票	1,045 票	47.8%

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 美里町の概況

(1) 人口・世帯の状況

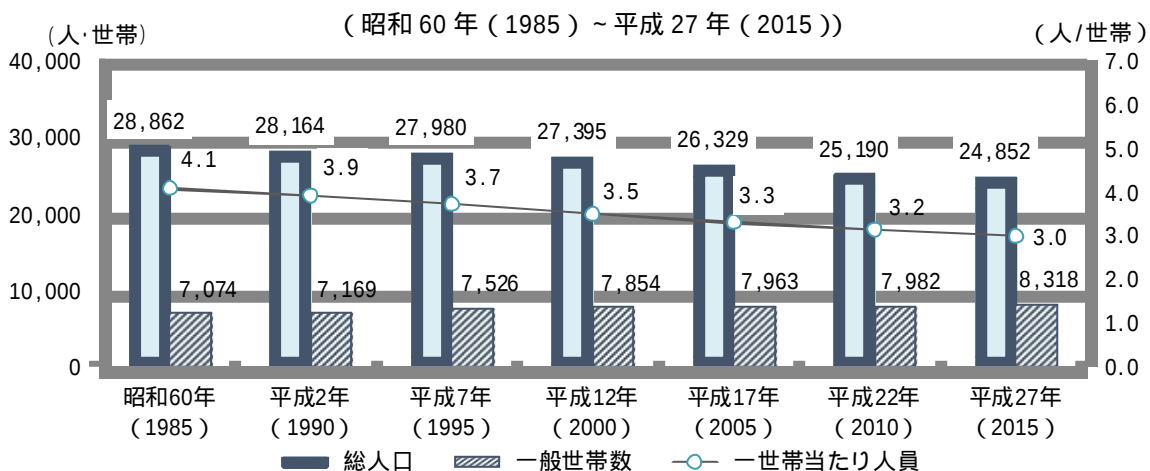
総人口・一般世帯数の推移

国勢調査による近年（昭和60年～平成27年）の本町の総人口・一般世帯数の推移をみると、平成27年における総人口は、24,852人となっており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

一般世帯数は増加傾向にあり、平成27年は8,318世帯となっていますが、一世帯当たり人員は3.0人と減少が進んでいます。

今後は、こうした現状を踏まえた地域づくりを進めていく必要があります。

図表 総人口・一般世帯数の推移



年次	人口(人)				世帯数	
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	一般世帯数(世帯)	1世帯当たり人員(人/世帯)
昭和60年(1985)	28,862	6,290	19,104	3,468	7,074	4.1
平成2年(1990)	28,164	5,471	18,425	4,251	7,169	3.9
7年(1995)	27,980	4,512	18,018	5,450	7,526	3.7
12年(2000)	27,395	3,744	17,291	6,360	7,854	3.5
17年(2005)	26,329	3,258	16,190	6,881	7,963	3.3
22年(2010)	25,190	2,922	14,968	7,228	7,982	3.2
27年(2015)	24,852	2,820	14,142	7,890	8,318	3.0

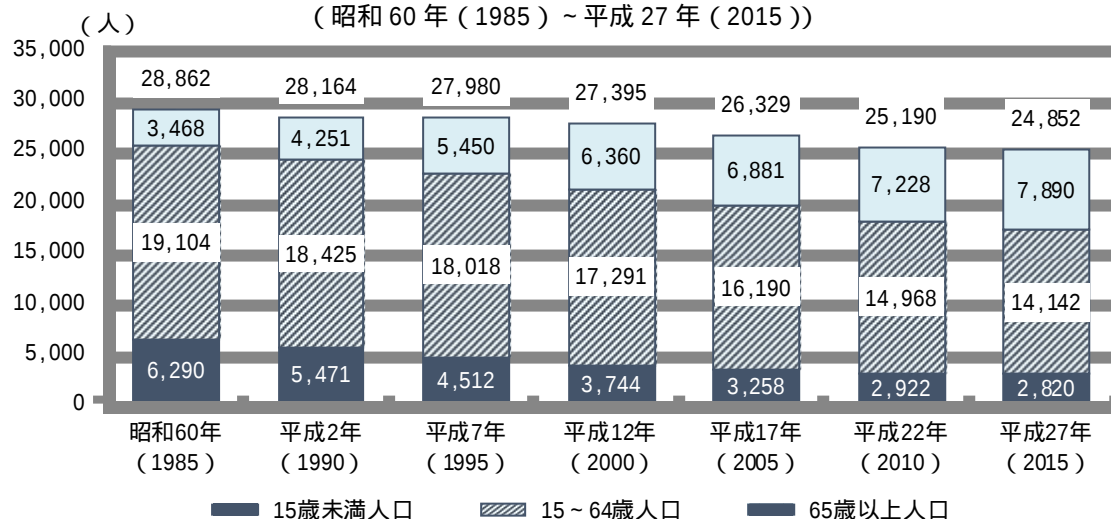
総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：国勢調査

年齢別人口

国勢調査による年齢別（3区分）の人口推移をみると、昭和60年以降、年少人口（0～14歳）は3,470人（55.2%）、生産年齢人口（15～64歳）は4,962人（26.0%）減少する一方で、高齢人口（65歳以上）は4,422人増加し、人口の少子化と高齢化の進行があらわれています。

図表 年齢別人口（3区分）の推移
（昭和60年（1985）～平成27年（2015））



総人口には、年齢不詳人口を含みます。

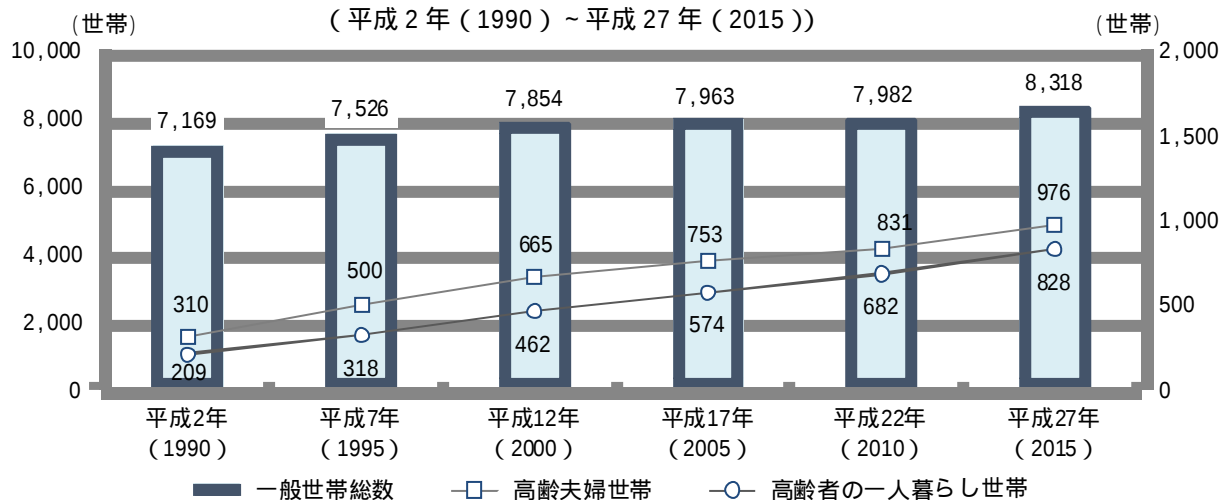
資料：国勢調査

高齢夫婦・高齢者一人暮らし世帯の推移

国勢調査による平成27年の高齢夫婦世帯は976世帯、高齢者一人暮らし世帯は828世帯となっています。

平成2年以降の推移では、一般世帯数が1,149世帯（16.0%）増加しているなかで、高齢化の進行とともに、高齢夫婦世帯は666世帯、高齢者一人暮らし世帯は619世帯増加しています。

図表 高齢夫婦・高齢者一人暮らし世帯の推移
（平成2年（1990）～平成27年（2015））



資料：国勢調査

(2) 人口移動

人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡数が出生数を上回り、自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、年度による増減はありますが、平成 24 年以降は、転入数が転出者を上回っています。

図表 人口動態（自然動態・社会動態）の推移
（平成 16 年（2004）～平成 26 年（2014））

年 次	自 然 動 態（人）			社 会 動 態（人）			増 減 （人）
	出生数	死亡数	増 減	転入数	転出数	増 減	
平成 16 年（2004）	200	253	53	796	945	149	202
17 年（2005）	173	289	116	836	995	159	275
18 年（2006）	171	298	127	720	937	217	344
19 年（2007）	174	321	147	709	901	192	339
20 年（2008）	157	295	138	722	934	212	350
21 年（2009）	161	308	147	764	753	11	136
22 年（2010）	153	321	168	705	804	99	267
23 年（2011）	152	375	223	730	751	21	244
24 年（2012）	137	376	239	896	727	169	70
25 年（2013）	158	370	212	882	729	153	59
26 年（2014）	158	351	193	953	722	231	38

資料：人口動態調査

(3) 婚姻・離婚件数

平成 16 年以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は 103 件、離婚件数は 44 件となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移
（平成 16 年（2004）～平成 26 年（2014））

年 次	婚姻件数（件）	離婚件数（件）
平成 16 年（2004）	116	52
17 年（2005）	122	53
18 年（2006）	115	57
19 年（2007）	109	48
20 年（2008）	103	38
21 年（2009）	106	46
22 年（2010）	90	45
23 年（2011）	67	38
24 年（2012）	98	31
25 年（2013）	114	44
26 年（2014）	93	27

資料：人口動態調査

(4) 産業・労働力

産業構造（就業人口）

就業者総数は生産年齢人口の減少に伴い、昭和 60 年から平成 22 年にかけて減少推移しており、平成 22 年の就業者は 11,666 人となっています。

産業別にみると、第 1 次産業は昭和 60 年以降、減少傾向にあり、第 2 次・第 3 次産業についても近年減少に転じています。

図表 産業構造（就業人口）の推移
（昭和 60 年（1985）～平成 22 年（2010））

年 次	就業人口（人）				
	総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能の産業
昭和 60 年（1985）	14,204	3,633	3,830	6,723	18
平成 2 年（1990）	14,066	3,184	4,098	6,778	6
7 年（1995）	13,958	2,392	4,163	7,389	14
12 年（2000）	13,560	1,783	4,160	7,608	9
17 年（2005）	12,721	1,744	3,412	7,502	63
22 年（2010）	11,666	1,440	2,941	7,220	65

資料：国勢調査

労働力人口・完全失業者数

労働力人口は就業者数とともに減少傾向にあり、平成 22 年は 12,541 人となっています。

完全失業者数については、各年度によって増減がみられますが、増加傾向がみられ、平成 22 年の完全失業者数は 875 人、完全失業率は 6.98%となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移
（昭和 60 年（1985）～平成 22 年（2010））

年 次	労働力（人）			完全失業率 （％）
	労働力人口	就業者数（人）	完全失業者数（人）	
昭和 60 年（1985）	14,601	14,204	397	2.72
平成 2 年（1990）	14,445	14,066	379	2.62
7 年（1995）	14,449	13,958	491	3.40
12 年（2000）	14,152	13,560	592	4.18
17 年（2005）	13,614	12,721	893	6.56
22 年（2010）	12,541	11,666	875	6.98

資料：国勢調査

2 地域福祉にかかる現状

(1) 地域で支援を必要とする人の動向

子育て

本町における近年の出生者数は、平成 24 年に 137 人と大きく減少していますが、概ね 150～160 人で推移しています。

こうしたなかで、保育所児童数、幼稚園児童数の推移をみると、保育所児童数は増加しており、幼稚園児童数は 430 から 435 人程度で推移しています。

図表 出生者数の推移（再掲）

区 分	平成 20 年 (2008)	21 年 (2009)	22 年 (2010)	23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)
出生数（人）	157	161	153	152	137	158	158

資料：人口動態調査

図表 保育所児童数、幼稚園児童数の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)
保育所児童数（人）	179	174	182	186	192
幼稚園児童数（人）	428	424	436	439	436

資料：子ども家庭課、教育総務課 各年度末現在

高齢者（要介護認定者・認知症高齢者）

高齢化が進むなかで、本町の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、平成 27 年度末現在で 1,404 人（高齢者に占める割合 17.8%）に達しています。

今後も高齢者数は増加すると見込まれ、それに伴い要介護（要支援）認定者数も増加していくと見込まれます。

図表 高齢者（要介護認定者）の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)
総 数（人）	1,219	1,278	1,322	1,367	1,404
要支援 1（人）	220	249	268	267	302
要支援 2（人）	115	100	117	117	129
要介護 1（人）	239	248	264	288	310
要介護 2（人）	125	153	167	167	138
要介護 3（人）	167	170	174	182	173
要介護 4（人）	198	217	201	210	215
要介護 5（人）	155	141	131	136	137

平成 27 年国勢調査人口（7,890 人）に対する割合

資料：介護保険事業状況報告年報 各年度末現在

認知症高齢者は増加傾向にあり、平成 27 年の認知症高齢者は、818 人と平成 23 年より 1.7 倍に増加し、高齢者の 1 割（10.3%）を占めています。

図表 認知症高齢者数の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)
認知症高齢者（人）	692	702	759	840	818
高齢者に占める割合（%）	9.7	9.6	10.1	10.8	10.3

資料：健康福祉課 各年度末現在

障がいのある人

本町に在住する障がい者数（手帳交付者）は、平成 27 年度末現在 1,439 人、総人口の 5.8%を占めています。障がい種別についてみると、身体障がい者が障がい者全体の 76.0%を占めています。

手帳交付者数は年々増加しており、平成 27 年度末現在、身体障害者手帳交付者が 1,093 人、療育手帳（知的障害者の手帳）交付者が 222 人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳交付者が 124 人という状況です。

図表 障害者手帳交付者数の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)
身体障害者手帳（人）	1,084	1,119	1,106	1,097	1,093
療育手帳（人）	184	194	202	208	222
精神障害者保健福祉手帳（人）	84	90	110	115	124
障害者手帳交付者数（人）	1,352	1,403	1,418	1,420	1,439

平成 27 年国勢調査総人口（24,852 人）に対する割合

資料：健康福祉課 各年度末現在

生活保護者

生活保護法に基づき、何らかの事情により真に生活に困った場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護を、平成 27 年度末現在、146 世帯、193 名を対象に実施しています。

図表 生活保護者の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)
被保護世帯数（世帯）	149	151	152	147	146
被保護人員数（人）	230	221	217	209	193
保護率（%）	1.75	1.75	1.74	1.66	1.63

資料：宮城県北部保健福祉事務所生活支援班 各年度末現在

虐待相談・通報件数の推移

町内において、虐待について相談・通報があった件数は、各年において異なりますが、子どもに関する件数が特に多くなっています。

図表 虐待相談・通報件数の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)
子ども (件)	20	19	17	16	23
高齢者 (件)	3	8	7	5	1
障がい者 (件)	-	1	-	-	1

資料：健康福祉課 各年度末現在

(2) 地域の支援体制の現状

社会福祉協議会の活動

地域に根ざした福祉活動において、美里町社会福祉協議会は、中核的な役割を担う団体として位置づけられています。

その活動は、地域における生活課題等の予防や発見、解決に向けて、住民同士の顔が見える日常生活圏で行われる様々な福祉活動(以下、「小地域福祉活動」とします。)をはじめ、各種相談、福祉教育、世代間交流、在宅福祉サービス事業、ボランティアセンターの設置などであり、サービス提供や福祉のまちづくりに取り組んでいます。

民生委員・児童委員の活動

本町では平成 29 年 3 月現在、59 人が民生委員・児童委員として活動しています。

おもな活動として、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

地域活動・ボランティア活動

町内では平成 27 年度末現在、1,671 人のボランティアの方々が、各地区でそれぞれ保健・福祉・地域活動を行っています。

図表 福祉活動を行っている団体の登録者数の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	24 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)
団体所属ボランティア (人)	541	638	684	706	660
個人ボランティア (人)	20	17	35	58	77
地区社協、見守り協力員、その他 (人)	823	723	534	902	934
合計 (人)	1,384	1,378	1,253	1,666	1,671

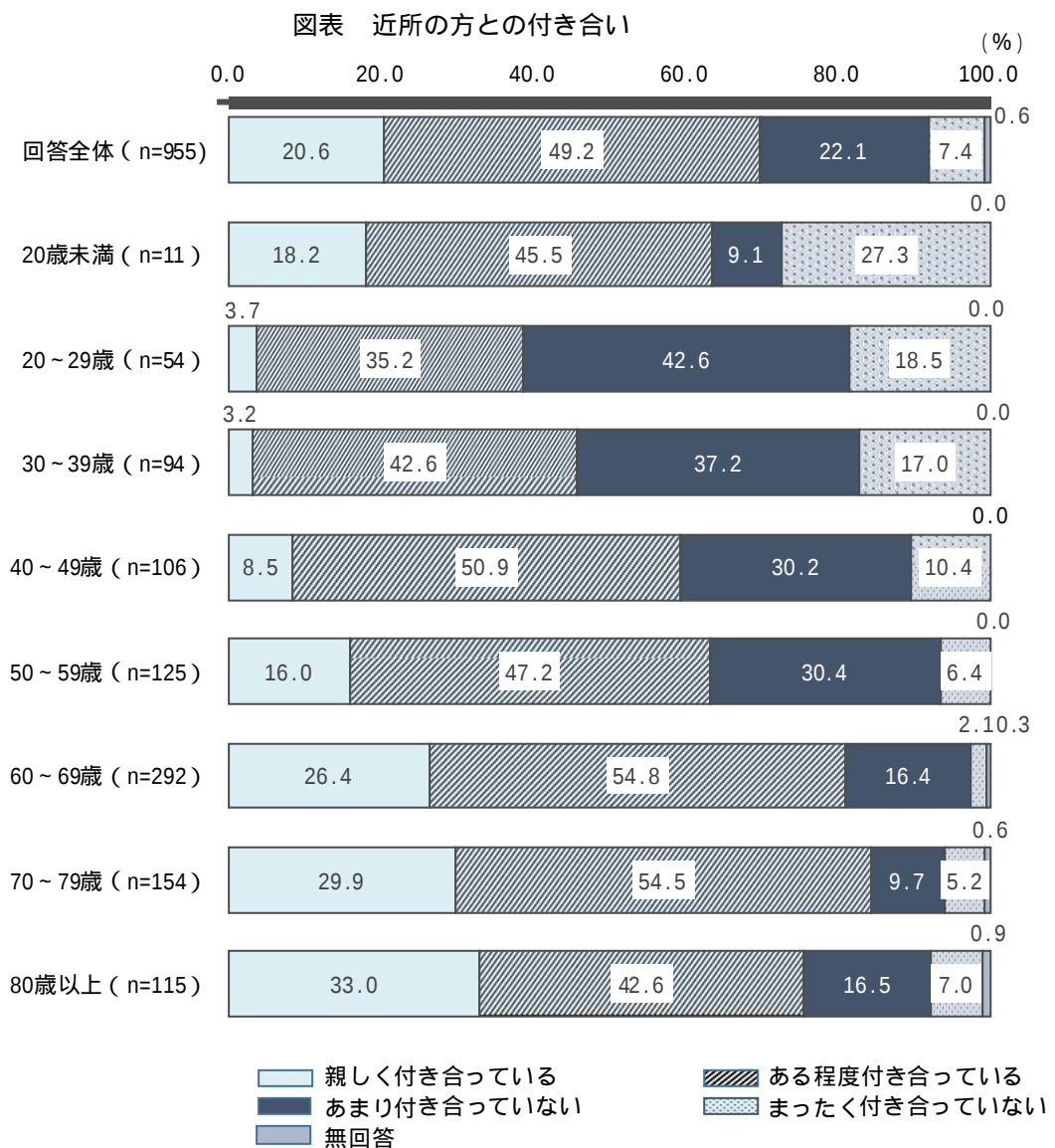
合計数はボランティア保険加入者数

資料：美里町社会福祉協議会 各年度末現在

(3) アンケート調査からみる現状

近所の方との付き合いについて

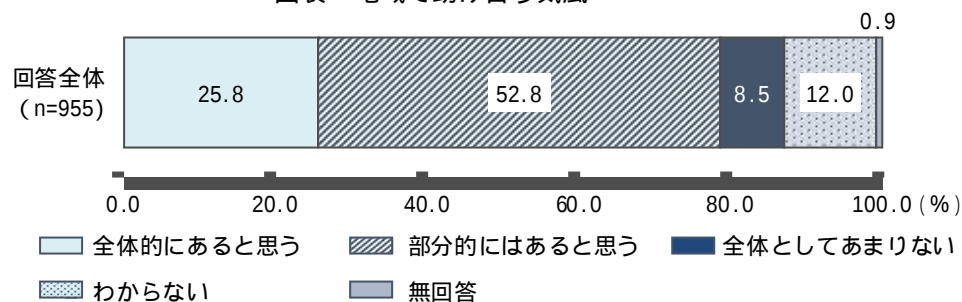
- 回答者の近所の方との付き合いは、「親しく付き合っている」(20.6%)、「ある程度付き合っている」(49.2%)を合わせた7割(69.8%)の方は“近所の方との付き合いがある”と感じている一方で、「あまり付き合っていない」(22.1%)、「まったく付き合っていない」(7.4%)を合わせた3割(29.5%)の方は、“近所の方との付き合いはない”と感じています。



地域で助け合う気風について

- 回答者の地域で助け合う気風については、「全体的にあると思う」(25.8%)、「部分的にはあると思う」(52.8%)を合わせた8割(78.6%)の方は“助け合う気風がある”と感じている一方で、「全体としてあまりない」感じている方は1割(8.5%)となっています。

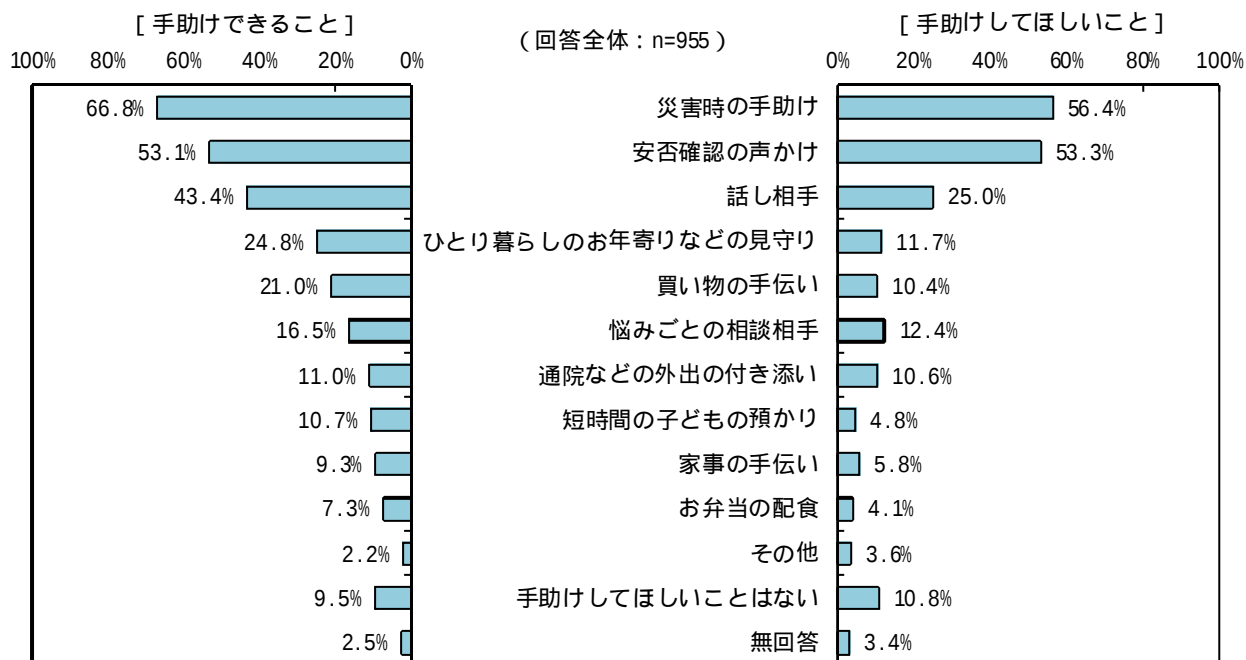
図表 地域で助け合う気風



地域での手助けできること・困ったときに手助けしてほしいこと

- 回答者の困ったときに手助けしてほしいことについては、「災害時の手助け」(56.4%)が最も高くなっています。次いで「安否確認の声かけ」(53.3%)、「話し相手」(25.0%)が上位に挙がっており、手助けできること・困ったときに手助けしてほしいことの上位が一致しています。

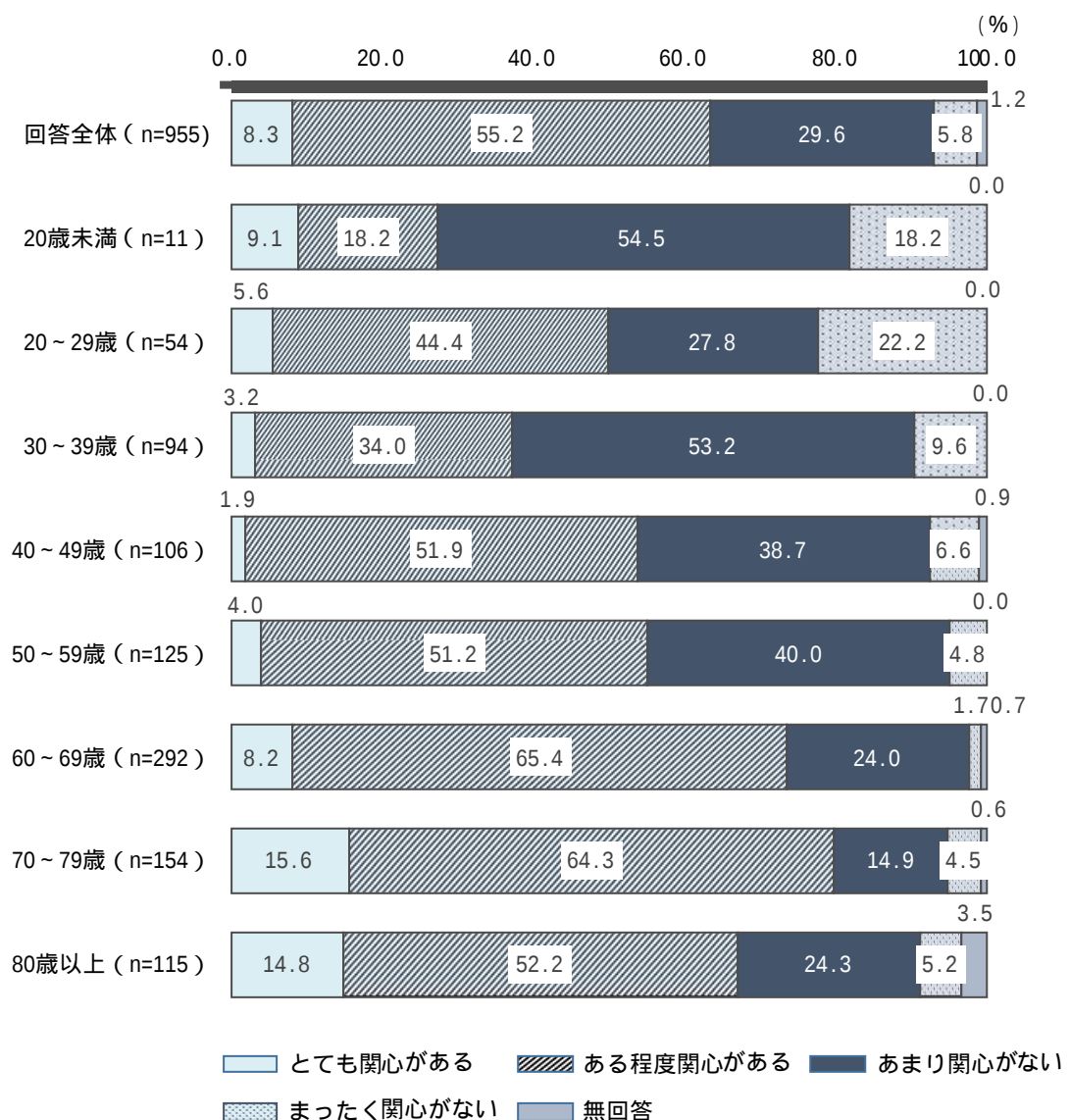
図表 地域での手助けできること・困ったときに手助けしてほしいこと



地域活動への関心

- 回答者の地域活動への関心は、「とても関心がある」(8.3%)、「ある程度関心がある」(55.2%)を合わせた6割(63.5%)の方は“関心がある”と感じている一方で、「あまり関心がない」(29.6%)「まったく関心がない」(5.8%)を合わせた4割近い方(35.4%)は、“関心がない”と感じています。
- 年齢別においては、20歳未満、30歳代では「あまり関心がない」が最も高くなっていますが、その他の年齢層では「ある程度関心がある」が最も高くなっています。

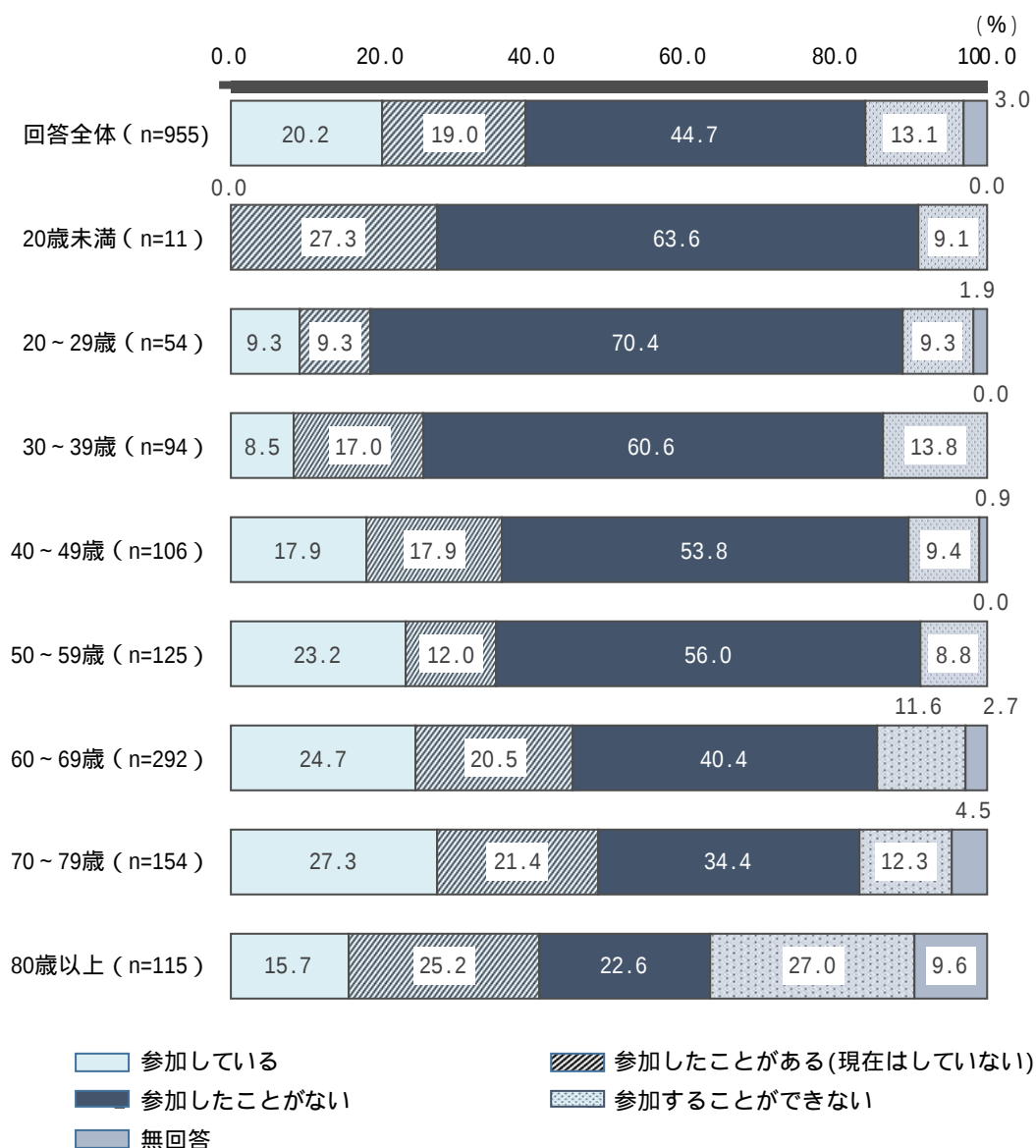
図表 地域活動への関心



地域活動への参加状況

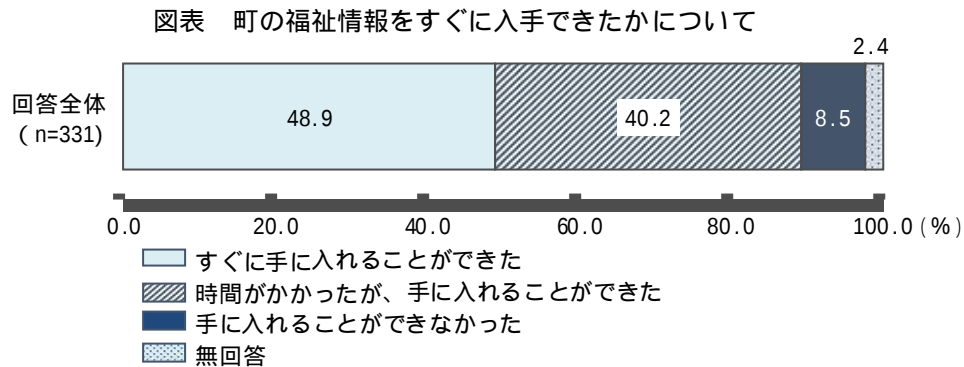
- 回答者の地域活動への参加状況は、「参加している」(20.2%)、「参加したことがある」(19.0%)を合わせた4割(39.2%)の方は“参加経験がある”と回答している一方で、「参加したことがない」(44.7%)、「参加することができない」(13.1%)を合わせた6割(57.8%)の方は、“参加経験はない”と回答しています。
- 年齢別に“参加経験がある”と回答した割合をみると、20歳未満から70歳代にかけて概ね高まる傾向にあり、70歳代では5割(48.7%)を占めていますが、80歳では4割(40.9%)となっています。

図表 地域活動への参加状況



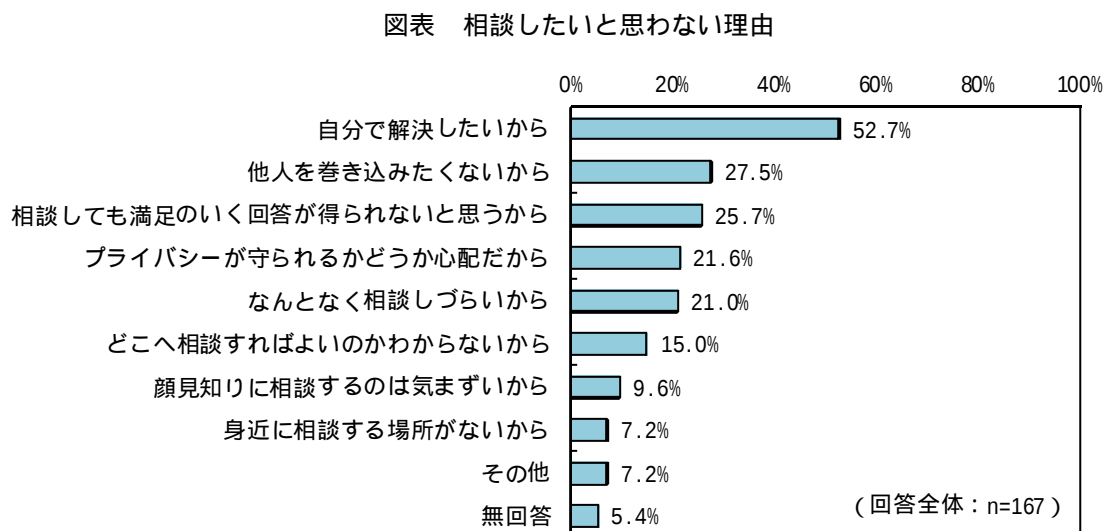
町の福祉情報をすぐに入手できたかについて

- 町の福祉情報を必要とした経験が「あった」と回答した方（n=331）が、町の福祉情報をすぐに入手できたかについては、「すぐに手に入れることができた」（48.9%）、「時間がかかったが、手に入れることができた」（40.2%）を合わせた 9 割（89.1%）が必要な福祉情報を“入手できた”と回答しています。
- 一方で「手に入れることができなかった」割合は 1 割（8.5%）を占めています。



相談したいと思わない理由

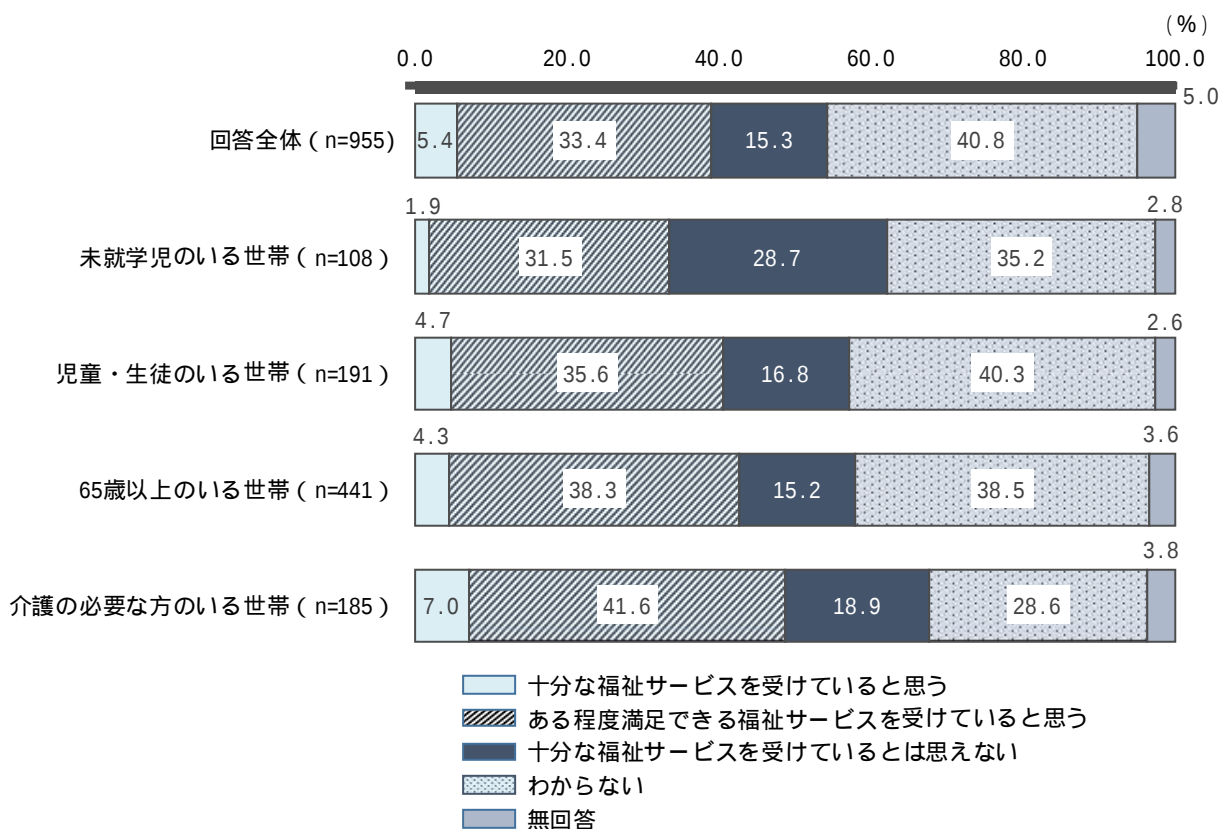
- 回答者の困ったことがあるときにだれかに相談したいかについて、「思わない」と回答した方（n=167）の相談したいと思わない理由は、「自分で解決したいから」が 52.7%と最も高くなっています。次いで「他人を巻き込みたくないから」（27.5%）、「相談しても満足のいく回答が得られないと思うから」（25.7%）が上位に挙がっています。



必要なサービスが受けられているかについて

- 回答者の必要なサービスが受けられているかについては、「十分な福祉サービスを受けていると思う」(5.4%)、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」(33.4%)を合わせた4割(38.8%)の方は“必要なサービスが受けられている”と感じている一方で、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」と感じている方は15.3%となっています。
- 同居家族の世帯状況による“必要なサービスが受けられている”と回答した割合をみると、未就学児童のいる世帯で33.4%、児童生徒のいる世帯では40.3%、65歳以上のいる世帯では42.6%、介護の必要な方のいる世帯では48.6%となっています。

図表 必要なサービスが受けられているかについて



3 地域福祉にかかる課題

本町では、今後、人口の減少や高齢化が進み、福祉の一翼を担ってきた住民による地域福祉活動の停滞が懸念されます。

また、少子化の進行と親の子育てに対するストレスの蓄積、一人暮らしの高齢者世帯などの増加に伴う、地域での孤立や福祉ニーズの増大なども懸念されます。

今後は、各保健福祉施策の課題、社会保障などの制度の安定とともに、身近で良質な相談体制づくり、関係機関の協力と連携による利用者本位の保健福祉サービスの供給体制の充実、住民を主体とした地域で支え合うしくみの強化など、すべての人の地域での暮らしを支え続ける環境づくりが重要となります。

そこで、美里町の現状や住民アンケート等を踏まえ、地域福祉の観点からおもな課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

(1) 支え合い・助け合い活動の実践

町内では、支え合い・助け合いに基づく地域活動を展開している地域もみられますが、少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄化し、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあります。

アンケート調査の結果をみると、近所付き合いについて、半数近くの住民が「ある程度付き合っている」と回答しているものの、「付き合いがない」若い世代も多くなっており、日常的なコミュニケーションが少なくなっていることがうかがえます。

地域福祉を推進するうえで、住民同士の交流や地域活動などによる支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成は必要不可欠であり、だれもが地域福祉の担い手として、主体的に支え合い・助け合い活動を実践できる環境づくりが求められます。

(2) 困りごとや支援を必要としている人の把握

住民が抱える困りごとや生活課題は様々であり、困りごとがあっても「自分で解決したい」、「他人を巻き込みたくない」などの理由で相談しない人が多く、潜在的な課題があることがうかがえます。

一方で、住民が困ったときに手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「話し相手」等、様々であり、多様な主体による重層的な支え合い・助け合い活動を通じて、地域全体で支援を必要としている人をいかに把握していくかが課題となります。

(3) 支援や福祉サービスにつなぐしくみ・体制づくり

困りごとや生活課題を改善・解消し、地域で安心して暮らしていくためには、必要な支援に適切につなげていくことが重要です。

介護保険サービスや障害福祉サービスなどでは、地域包括ケアや相談支援が制度化されており、引き続き適切なサービス提供につなげていく必要があります。

一方、多様な困りごとや生活課題を支援につなげていくためには、制度等による公的なサービスの充実のみならず、地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）も重要な役割を果たします。

そのため、公的な福祉施策の量・質的な確保とともに、必要な支援につなげるしくみを構築していくことが求められます。

(4) 情報提供・相談体制の強化

アンケート調査の結果では、福祉情報を必要としたことがあった人のうち、1割が「手に入れることができなかった」、4割が「時間がかかった」と回答しています。

また、「だれかに相談したい」場合、家族などの身近な相談相手の次に、役場や専門家が掌がっており、生活課題が複雑化、多様化している今日では、切迫した状況下で相談に来る場合も考えられます。

こうしたことから、適切な支援・サービスにつなげていくためには、困ったときに多様な相談に応じることのできる窓口や各種サービスに関するわかりやすい情報提供が求められ、一人ひとりの困りごとや生活課題を的確に把握し、関係各課・機関との連携を強化しながら、状況に応じた適切な支援へとつなげていくための体制強化を図っていく必要があります。

(5) 地域ぐるみによる人権・権利擁護に向けた取り組みの推進

すべての人の生命と財産が守られ、安全・安心に暮らしていくことができる地域社会づくりを推進していくためにも、お互いの違いを認め合う人権意識の醸成と権利を擁護するための体制を強化し、地域全体で進めていくことが重要です。

アンケート調査の結果では、虐待が疑われる場面を見聞きしたときに関係機関に通報した人の割合は低く、関係機関の連携による権利擁護に加え、住民一人ひとりが人権尊重や権利擁護に対する意識・関心を高め、できることを行っていくための取り組みを推進していく必要があります。

(6) 安全・安心な暮らしへの支援

近年、安全・安心な暮らしへの関心は高まっており、本町においても災害時をはじめ、防犯や交通、健康等、様々な場面でニーズは増大しています。

地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが自分らしく充実した健康生活を実現し、様々な活動に参加できる地域社会をつくることが大切です。

そのため、地域住民が相互に協力して取り組み、だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい生活環境に向けた支援が重要となっています。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念（めざす地域福祉の姿）

基本理念
（めざす地域福祉の姿）

**一人ひとりが手を取りあって、
ともにいきいきと暮らせるまち みさと**

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、だれもが、社会的な差別や偏見、疎外感を感じることなく、互いに尊重し合い、困ったときには様々な支援へつながり、安心して暮らすことができる地域福祉の実現に向けて、本町では、地域や各種関係団体と連携を図りながら身近な地域における地域福祉活動を推進してきました。

一方で、今後も少子高齢化が進行すると予想されるなかで、要介護者の増加や地域課題の複雑化などにより、福祉ニーズは拡大していきます。

そこで、これまで以上に地域福祉に関する具体的な取り組みを総合的かつ一体的に進めるため、基本理念を「**一人ひとりが手を取りあって、ともにいきいきと暮らせるまち みさと**」とし、地域における支え合いとともに、様々な主体が協力・連携し、いきいきと安心して暮らすことができる地域づくりをめざします。

2 計画の視点

本計画に基づく地域福祉を推進し、基本理念の実現をめざしていくために、重視すべき視点を掲げます。

(1) 地域における支え合いの醸成 (支え合い・助け合い)

支援を必要とする人に対して、地域における身近な支え合いを中心とした、各種地域団体のネットワークを構築するとともに、ボランティアや地域活動の活性化、協働による福祉活動のしくみづくり、担い手づくりなどの支え合い・助け合いの基盤を構築し、それぞれが役割を担いながら、地域福祉の推進にあたります。

(2) 住民をはじめとする多様な主体の参加 (参加・参画)

だれもがいきいきと安心して暮らせる地域づくりの実現に向けて、地域にある様々な生活課題を“自分自身の課題”、“地域の課題”として捉え、住民をはじめとする多様な主体が地域福祉活動に参加できるよう働きかけます。

(3) 一人ひとりを尊重し合う地域づくり (共生)

性別、年齢、出身地や障がいの有無などにより、地域社会から排除されことなく、すべての人がかけがえのない存在として、一人ひとりを尊重し合う地域づくりを進めます。

(4) 地域の生活課題への横断的な対応 (包括・連携)

地域に暮らす住民の悩みや問題に丁寧に耳を傾け、地域の特色に応じた生活課題として把握・整理するとともに、縦割りではなく個々の課題の関連を意識しながら課題の解決に向けて地域ぐるみで取り組みます。

3 基本目標

本計画の基本理念「一人ひとりが手を取りあって、ともにいきいきと暮らせるまちみさと」を実現するために、つぎのような4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1：住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり

住民がいきいきと安心して暮らすことのできるよう、広報活動や福祉教育など、様々な機会を通じてお互いを理解する人権意識や地域福祉に対する住民の理解を求め、住民に地域社会の生活課題や地域福祉に積極的にに関わり、参加するよう福祉意識の醸成に努めます。

また、住民同士の交流を通じてお互いに支え合い・助け合うしくみづくりに取り組み、子どもから高齢者まで地域ぐるみの福祉活動が促進されることをめざします。

基本目標 2：住民、関係団体、町による協働の地域づくり

住民が主体となった支え合い・助け合いの地域づくりを進めるために、地域福祉活動を支える人材・団体の育成に努めます。

また、自助・互助・共助・公助の連携のもと、地域で困りごとを抱えている人を把握し、必要な支援につなぐ体制づくりに向けて、町は、住民・ボランティア・社会福祉協議会等と協働し、だれもが住み慣れた地域において、様々な支援を受けながら、自分らしい暮らしを送ることができる地域づくりをめざします。

基本目標 3：保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり

支援を必要とする人が、地域で安心して暮らし続けるために、個々の生活や身体等の状況に応じて、目的にあったサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。

また、ニーズに応じた保健福祉サービスを確保するとともに、保健・医療・福祉・介護の連携強化に努めます。

さらに、暮らしを支える社会保障制度の適正な運用など、サービスや制度などの充実と適正化を図ります。

基本目標 4：だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

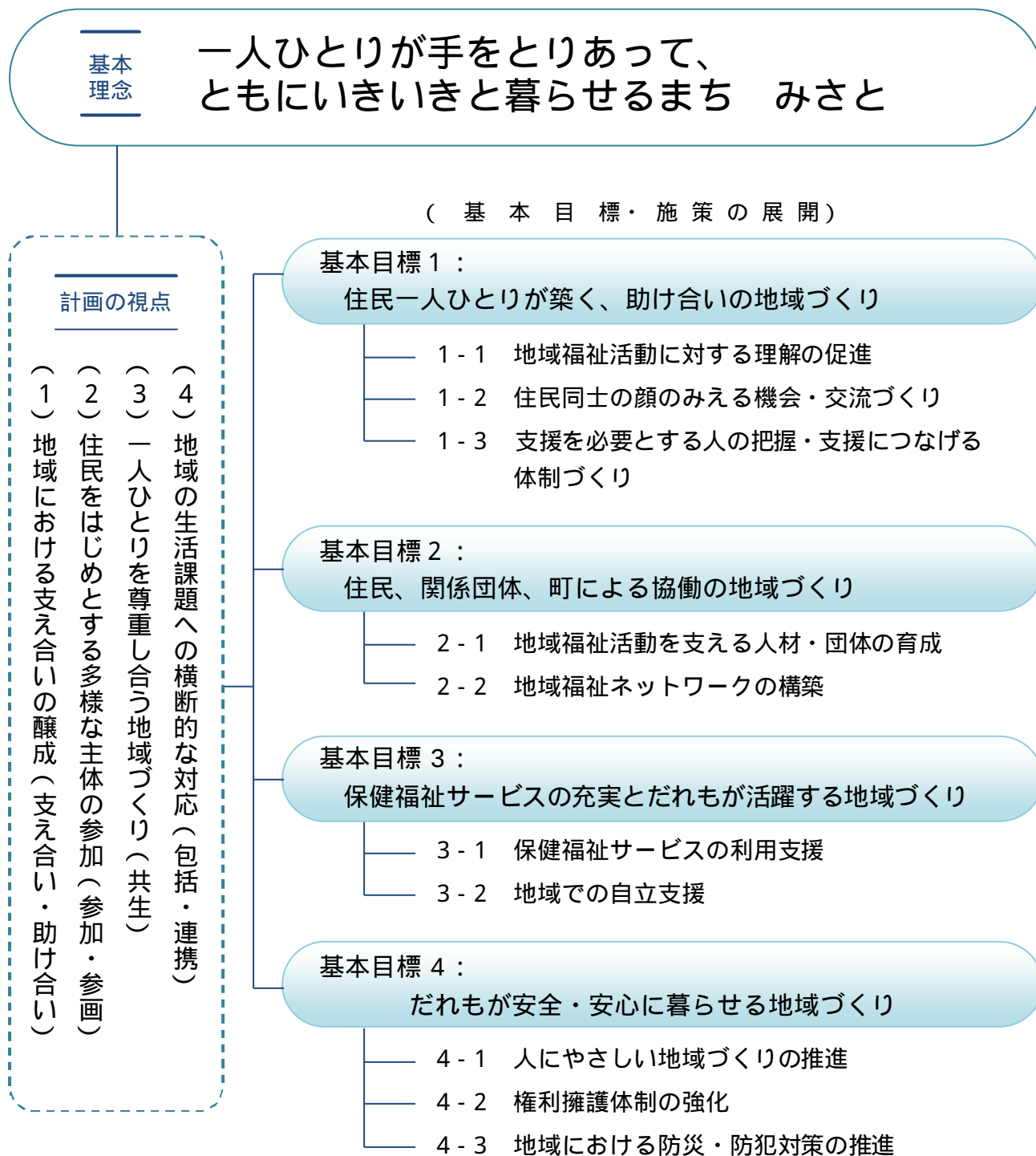
だれもが安全・安心に暮らせる地域づくりに向けて、安全な歩行環境や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、暮らしやすい生活環境の整備や移動が困難な人の支援、権利擁護等、だれもが自分らしく生きがいと尊厳を持って地域で暮らせるよう、支援の充実と適切な支援につなげるしくみづくりをめざします。

また、自然災害や犯罪、交通事故などから、高齢者や障がいのある人、子どもなどの被害を未然に防ぐために、啓発活動等を通じて自己防衛力を高めるとともに、避難行動支援や防犯、交通安全活動を通じて、地域ぐるみの安全・安心対策を推進します。

4 施策体系

基本目標を施策として具体化するために、以下の体系に基づいて地域福祉を推進します。

図表 施策体系



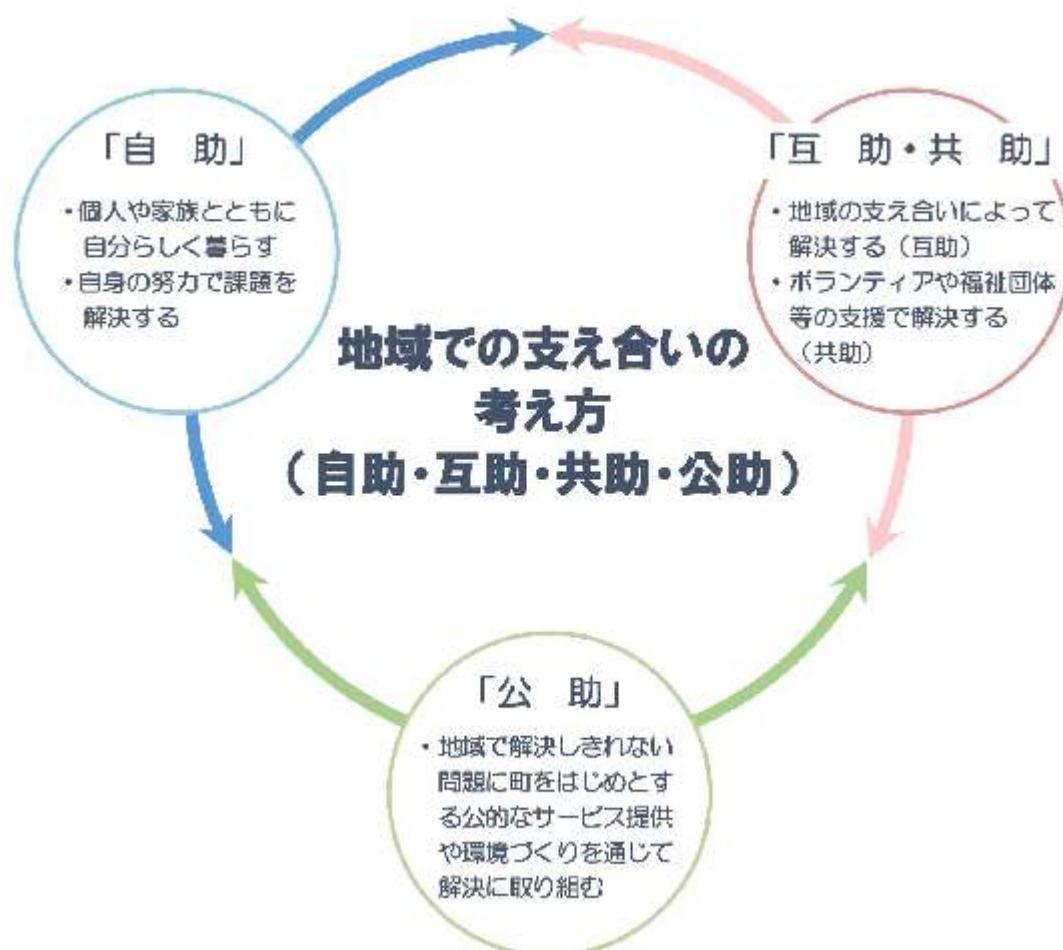
第4章 施策の展開

地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）

本計画では、基本理念に掲げる地域福祉を推進するため、各分野で縦割りの取り組みではなく、「地域」という場所に主眼を置き、地域に生じる様々な困りごとに対応していく必要があります。

そのため、個人や家族とともに自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決する（自助）、個人や家族で解決できない問題に地域や活動団体が関わる（互助・共助）、地域や関係団体に解決しきれない問題に町をはじめとする公的なサービス提供や環境づくりを通じて関わる（公助）という、「自助」「互助・共助」「公助」のしくみを一層強化し、住民・地域・町がお互いに支え合いながら、よりよい方策を見出し、相互に働きかけ合う取り組みを進めます。

図表 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）



基本目標 1 :

住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり

1 - 1 地域福祉活動に対する理解の促進

[現状と課題]

少子高齢化による核家族化の進行、価値観の多様化、コミュニケーションの不足などを背景に、地域のつながりが希薄化し地域に対する関心が低下しています。

地域で安心して暮らし続けられるようにするには、お互いの人権や権利、価値観を認め合い、相手を尊重し、思いやることを育む取り組みが必要です。

そのため、家庭、学校、職場、地域などの様々な機会を通じて、啓発や教育などを進め、お互いが尊重し合い、支え合える関係を築くとともに、住民一人ひとりが地域福祉の主演となり、身近なところから地域を住み良くしていく活動が求められます。

また、地域福祉を進めるうえで、住民参画の必要性は高まっていますが、地域活動への参加は、年齢が高い層の参加が多く、若い世代の参加は少ない状況にあり、各年代の人が抱くそれぞれの関心や地域に対する問題意識を行動に変え、地域の力としていくことが求められます。

そのため、地域の状況や地域活動に関する情報提供、ボランティア体験の推進、地域での活動事例の紹介など、地域福祉活動に参画するためのきっかけづくりが必要となっています。

[施策の方針]

- 地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い・助け合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。
- 地域福祉について理解と関心を深め、身近なところで困っている人に思いやりの心を持って接することができるよう、学校教育や身近な地域の中で福祉について学ぶ機会（福祉教育・人権教育）に取り組めます。
- 地域との関わり方の大切さについての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるという意識とともに、地域における活動への積極的な参加を促進します。
- 様々な機会から地域福祉活動に参画するきっかけづくりを進め、参加促進を図ります。

[施策の展開]

1 - 1 - 1 地域福祉に対する意識の醸成

- 地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い・助け合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。
- 世代や性別、障がいの有無、国籍や文化の違う人々の交流機会を提供し、様々な機会を通じて、お互いに助け合い支え合う、福祉の意識を醸成します。

1 - 1 - 2 福祉教育の充実

- 小中学校からの福祉教育を推進するほか、生涯学習の場等を活用し、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。
- 児童生徒の豊かな人間性や社会性、地域への愛着を育むために、学校・家庭・地域が協働して地域活動やボランティア活動などの体験活動に取り組むなど、小中学校での福祉教育の充実を図ります。

1 - 1 - 3 人権教育の充実

- 性別や年齢、障がいの有無、出身地、国籍等にかかわらず、すべての人の人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。
- 家庭や地域、職場において男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた啓発を行います。
- インターネット掲示板上の書き込み等、社会の情報化に伴う新たな人権侵害についても、様々な機会を通じて啓発を行います。

1 - 1 - 4 地域福祉活動への参加促進

- 地域福祉への意識が深まるよう、広報紙やホームページを活用し、自治会やボランティア団体、社会福祉協議会等の活動に関する情報を広く提供し、理解を深め、地域福祉活動への参加を促進します。
- 地域の生活課題を共有・解決する機会とともに、健康づくりや防災防犯活動、地域行事等、様々なきっかけを通じて、福祉活動の担い手の積極的な参加を促進します。

1 - 2 住民同士の顔のみえる機会・交流づくり

[現状と課題]

地域には、高齢者をはじめ、障がいのある人、子ども、働きながら子育てや家族の介護に悩んでいる人、外国籍の人など、様々な人が生活しており、こうした方々が地域で安心して生活していくには、住民同士のつながりを高め、身近なところからのふれあいや交流を促すことが必要です。

また、だれもが主体的に地域の活動やふれあい、交流に参加できるよう、活動の拠点とともに、地域福祉活動の活性化や参加機会の充実に努め、住民が積極的に関わりを持ち、それぞれの活動の幅が広がるような支援が求められます。

一方で、住民同士のつながりを広げていくためには、地域の中で人と人が出会い、顔見知りになる交流の場が必要です。地域では様々な交流の場はありますが、多世代によるふれあいや話し合い等の場が少なくなっているほか、新しい参加者が少なくいつも同じ顔ぶれであったり、そのときだけの関係で日常の交流にまで発展しないといった課題があります。

そのため、地域の中で気負わず気軽に参加できる交流の場、居場所づくりを進め、お互いの悩みを相談し合えるような関係づくりの取り組みが必要です。

[施策の方針]

- だれもが参加でき、継続した交流の場づくりを進め、住民同士の顔のみえる機会・交流に関する情報の提供に努めます。
- 既存資源を有効に活用し、住民同士の活発な交流活動の展開を推進していくとともに、様々な人が気軽に集うことのできる活動拠点づくりに取り組みます。

[施策の展開]

1 - 2 - 1 気軽に交流できる場の構築

- 一人ひとりの多様な問題を受け止め、日頃から相談できる住民同士の関係づくりの場を増やしていけるよう、身近な地域のサロン活動等の地域活動に意識的に取り組みます。
- 住民同士の交流を促進するため、社会福祉施設や地域団体等が行う交流活動について、情報の発信や既存施設の活用等、必要な支援を行うとともに、各種イベントや行事については、だれもが気軽に参加できるよう企画・実施に配慮します。
- 地域における高齢者や障がいのある人等との交流の機会やボランティア団体の活動する場を確保し、地域での助け合いの意識の醸成に努めます。

1 - 2 - 2 子育て家庭の交流促進

- 安心して出産・育児に臨めるよう、子育て家庭の親同士の交流の機会や乳幼児の親同士の交流の場の提供、周知に努め、子育て家庭の相互交流、ふれあいの促進を図ります。
- 地域子育て支援センターでの相談する機会や親子で参加できる行事、あそび等の体験活動等を通じて、子育て中の家庭に交流する機会を確保し、拡大を図ります。

1 - 2 - 3 多世代交流の促進

- 世代や居住年数の長さに関係なく、多くの住民の交流が実現できるよう、交流機会の確保に努めます。
- 地域団体間のつながりを深め、多世代交流につながる活動や団体間の連携について検討します。

1 - 3 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり

[現状と課題]

地域のつながりを高めるうえでも、住民一人ひとりの声かけやあいさつ等、身近なところからのふれあいや交流を促し、だれもが主体的に地域の活動やふれあい、交流に参加できるよう、住民が積極的に関わりを持ち、それぞれの活動の幅が広がるような取り組みが必要です。

特に、制度の狭間にあってサービス利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービス利用に結びついていない人、サービス利用に拒否的であったり消極的な人等、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人については、困りごとが表面化したときに症状が重度化していたり、課題が複雑化していることが考えられるため、身近な地域での見守り・声かけ等、地域福祉活動を通じて、できる限り早い段階から把握に努め、支援につなげる体制づくりが求められます。

[施策の方針]

- 見守り・声かけ等、だれもが参加しやすい活動を通じて、多様な主体が地域福祉活動へ参加する機会を推進します。
- 身近な地域福祉活動を通じて、地域で困りごとを抱える人々のできる限り早い段階での把握に努め、早期支援につなげる取り組みを進めます。

[施策の展開]

1 - 3 - 1 多様な主体による見守り・声かけの推進

- 地域のだれもが参加できる見守り・声かけなどを推進し、地域福祉活動の担い手として活動への参加を促進します。
- 地域福祉活動や民生委員・児童委員による活動、安否確認の協力員による見守り活動をはじめ、多様な主体による見守りや声かけを推進します。

1 - 3 - 2 地域で支援を必要とする人の把握・対応

- 小地域福祉活動をはじめ、民生委員・児童委員や地域団体の活動と連携し、身近な活動から支援を必要とする人を早期把握に努めるほか、必要な支援につなげる体制づくりに向けて、町、社会福祉協議会、関係団体等が連携して取り組みます。

基本目標 2：

住民、関係団体、町による協働の地域づくり

2 - 1 地域福祉活動を支える人材・団体の育成

[現状と課題]

少子高齢化の進行などにより、生活課題が多様化・深刻化するなかで、身近な地域で起こる様々な困りごとを解決していくための住民同士の身近な支え合い、助け合いといった地域福祉活動は、ますます重要となっています。

そのため、住民の主体的な参加とともに、町、社会福祉協議会、地域団体、福祉事業所等との相互の協力が不可欠であり、地域福祉活動の活性化を図るためには、活動の中核を担う福祉人材の育成や福祉活動団体の確保が、引き続き求められます。

[施策の方針]

- 地域福祉活動の一層の活性化を図るため、地域福祉を担う人材・団体の育成を推進するとともに、地域団体の活動を支援します。
- 地域における豊かな知識や経験、技術等を有する人材を発掘し、地域活動への参加や災害時、緊急時の協力体制の構築をめざします。
- 若い世代や元気な高齢者等、これまで関心が低かった住民や新たな担い手として期待される住民の地域への参加を促進し、地域福祉活動の活性化を図ります。

[施策の展開]

2 - 1 - 1 ボランティアの育成

- 地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成に努めます。
- 住民のボランティアに対する理解や基本的な技術の習得に向けて、地域の生活課題などに対応した様々な情報提供や学習機会の充実を図ります。
- 地域福祉推進のための多様な人材の育成とともに、地域住民の多様な経験や能力の発掘、活用に取り組みます。

2 - 1 - 2 地域活動団体への支援

- 地域福祉活動に対する関心を高め理解を深めるよう広報、啓発を行います。
- 地域活動団体等の継続的、かつ安定した活動を促すため、運営に関する必要な支援を行います。
- 社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの活動を支援するとともに、団体間の連携を図るなど、地域福祉活動の活性化を図ります。

2 - 1 - 3 高齢者・若者等の地域福祉活動への参加促進

- 地域での行事やイベント等を通じて、地域や生活課題への関心を促し、将来の担い手として期待される若い世代や元気な高齢者等の地域福祉活動への参加を促進します。
- 性別や年齢にとらわれず気軽に参加でき、継続できる地域福祉活動や活動に向けた学習機会づくりを進めます。

2 - 2 地域福祉ネットワークの構築

[現状と課題]

住民が抱える困りごとや生活課題は多様化・複雑化しており、個人や地域の団体がどこに相談すべきかわからないといった状況から、問題が内在化、複雑化するなど、「自助」や「互助・共助」だけでは解決できないような場合も考えられます。

また、困りごとを抱えているにも関わらず、必要としているサービスに結びついていない人や、周りに相談する相手がいないという人もおり、地域と専門職との連携の強化が必要となっています。

また、小地域福祉活動での課題や情報を共有し、必要な支援やサービスへつなげていくためには、関係する組織や団体、機関との連携を強化し、重層的なネットワークの構築による、新たな支え合いのしくみが必要となっています。

そのため、町や社会福祉協議会だけでなく、住民やボランティア団体、福祉関係団体、医療機関などの多様な主体が、それぞれの役割を担い自立した活動に取り組むとともに、相互に連携を深めながら、住民の必要なサービスや支援を総合的に提供できる包括的な支援体制の構築に向けて取り組む必要があります。

[施策の方針]

- 地域の主体的な地域福祉活動を一步ずつ着実に推進していくために、身近な交流・支え合いの機会づくりを進めるとともに、定期的な意見交換の場や団体間の情報・課題共有を図る体制を構築します。
- 地域活動団体をはじめ、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の専門機関、町、社会福祉協議会等、様々な主体が連携し、日常的な見守りからの確かな福祉サービスまで包括的な支援体制により、提供していきます。

[施策の展開]

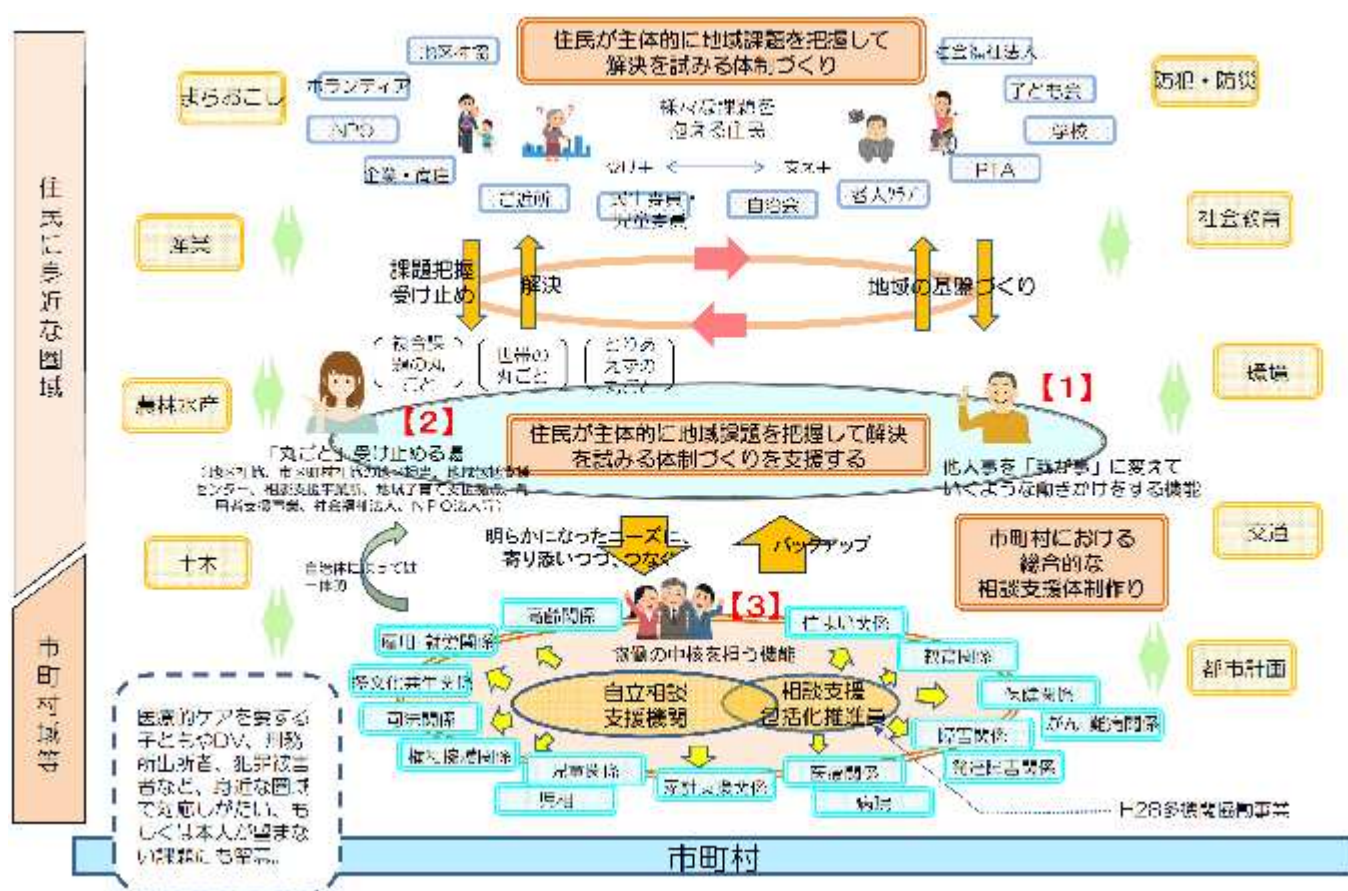
2 - 2 - 1 課題の共有・解決のしくみづくり

- 地域内の状況をきめ細かく把握できるよう、民生委員・児童委員活動をはじめ、社会福祉協議会による各地区での情報交換会等を通じて、引き続き地域の生活課題の把握に努めます。
- 小地域福祉活動で把握したニーズや情報・課題を地域の団体、組織間で共有するとともに、課題解決に向けて、地域での支援のほか、専門機関、公的な支援につなぐしくみを構築します。

2-2-2 関係機関の連携・包括的な支援体制の構築

- 地域における住民主体の課題解決力強化に向けて、町や社会福祉協議会、民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関との連携を図ります。
- 国等の動きを踏まえ、地域包括ケアシステムなどを着実に進めながら、支援体制の適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けて、検討を進めます。

図表 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



資料：厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」中間とりまとめ（平成 28 年 12 月）

基本目標 3 :

保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり

3 - 1 保健福祉サービスの利用支援

[現状と課題]

介護保険制度や障害者総合支援法によるサービスは、住民が自らサービスを選択し、契約して利用する制度に変わってきていますが、サービスや生活支援が必要な状態であっても適切な支援の情報が伝わらず、問題が重度化、複雑化する場合があります。

そのため、早い段階から相談や支援につながるよう、本人が SOS を出しやすい地域づくりとともに、必要とする人に情報が届き、自己選択、自己決定ができる情報提供や相談等を通じて、サービスを適切に選択し、利用できるよう支援するとともに、住民の多様なニーズに応えるため、必要なサービスや支援について検討を図る必要があります。

一方で、サービスの利用を拒む住民も見受けられるため、その家族を含めて利用できる内容を周知することや、サービスの充実を図るほか、対応困難ケースなどでは、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携を強化して、適切に対応する必要があります。

また、平成 28 年 4 月より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、障がいのある人にも、わかりやすく伝わるよう配慮することが求められています。

[施策の方針]

- 障がいの有無や日本語の理解度に関わらず、相談窓口やサービスに関する情報を受け取ることができる体制を整え、適切にサービスの提供と利用の促進を図ります。
- サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業所への指導を行うとともに、苦情処理からサービスの質の向上につながるしくみづくりをめざします。
- 住民に必要とされるサービスや支援を把握するとともに、地域で暮らしていくために、地域課題に即した必要な在宅支援の充実をめざします。

[施策の展開]

3-1-1 わかりやすい情報の提供

- 保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう、一層配慮します。
- 希望する情報の内容や情報を得る手段は、住民によって異なることを踏まえ、だれもが適切に情報が得られるよう配慮し、利用者の立場に立った情報提供に努めます。

3-1-2 相談体制の充実

- 町の窓口をはじめ、身近なところで気軽に相談できる場として、社会福祉施設等が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会資源と地域の連携を図ります。
- 必要なときに相談に応じられるよう、制度やサービスにとらわれず総合的に対応できる相談機能や情報提供の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員や各種専門相談員など、住民への相談活動を行う人が適切な相談や情報提供ができるよう、知識、技術等の習得を支援します。

3-1-3 福祉サービスの質の向上

- 住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供に努めるとともに、サービス提供事業者の研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。
- 福祉サービスの質の向上につながるよう、福祉サービスに対する苦情の申出がしやすい環境づくりを進めるとともに、利用者やその家族に対して苦情解決制度を周知するなど、苦情解決体制の充実を図ります。
- 保健・医療・介護・福祉の連携、サービス提供事業者間の連携を強化し、きめ細かなサービスを提供することができる総合的なサービス供給を図ります。

3-1-4 新たな支援やサービスの検討

- 各種相談窓口や地域での生活課題、多様なニーズを把握し、新たな支援やサービスの創出に向けた検討を進めます。

3 - 2 地域での自立支援

[現状と課題]

高齢化の進行とともに、支援を必要とする人が増えることが予想される一方で、豊かな知識・技術を持った多くの高齢者が地域の構成員になっており、高齢者自身の健康保持や生きがいづくりの観点から、こうした活力を、地域において生かしていくことが期待されます。

また、障がいのある人の雇用機会の確保も求められており、情報提供を含めた多様な支援が求められます。

一方で、生活保護受給世帯は全国的にも増えてきており、貧困がその子どもにも連鎖すること等が懸念されています。平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行され、障がいや病気、介護問題、育児負担、多重債務、失業など多様な理由により生活に困窮する人を、町や相談支援、就労支援、子育て支援などの専門機関と地域の連携により、支えるための枠組みができ、今後は公的な取り組みとともに、地域の支援が不可欠となっています。

そのため、本町においても多様な理由による生活の困窮から、自立に向けた支援等につなぐための取り組みが求められます。

[施策の方針]

- 高齢者や障がいのある人の自立、社会参加につながる雇用に向けた支援に取り組みます。
- 住民が健康で、生きがいを持てることも、住み慣れた家庭や地域で生活を送るために重要であることを踏まえ、健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。
- 生活保護受給者への適切な支援を行うほか、地域や民生委員・児童委員、宮城県北部保健福祉事務所等と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく地域から支援の必要な方々の把握とともに、必要な支援につなぐ取り組みを推進します。

[施策の展開]

3 - 2 - 1 高齢者や障がいのある人の雇用促進

- 高齢者や障がいのある人の自立に向けた取り組みの一環として、宮城県北部保健福祉事務所と連携しながら、相談支援や情報提供を行い、就労支援を行います。
- 障害福祉サービスにおける就労支援サービスの供給量の確保に努めます。

3 - 2 - 2 生きがいづくり・健康づくりを通じた地域力の向上

- 生きがいづくりや健康づくりに積極的・継続的に取り組んでいくことができるよう、活動を推進する人材や、地域で自主的に活動を行うグループの育成等を通じて、生きがいづくり・健康づくりを推進します。
- 地域行事、生涯学習やスポーツ活動等の機会を活用し、多くの住民が生きがいづくりや様々な地域福祉活動への参加につながるよう努めます。

3 - 2 - 3 生活困窮者への支援

- 平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法に基づき、地域や民生委員・児童委員、宮城県北部保健福祉事務所等と連携し、生活困窮者の生活実態の把握に努めるとともに、自立を促すために制度の活用につなげます。

基本目標 4：

だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

4-1 人にやさしい地域づくりの推進

[現状と課題]

町内では、だれもが利用しやすい施設の整備や改修等に努めていますが、施設等に行くまでの公共交通を利用することが困難な障がいのある人や高齢者も多く存在しています。

また、障害者差別解消法では、物質的な障壁（バリア）があるなかでも、可能な限り障がいのある方の求めに応じた配慮をするよう規定されていますが、住まいの段差解消やリフォーム事業助成、福祉機器等を活用しても、すべての障壁（バリア）を取り除くことは難しい状況です。

そのため、障がいの有無や年齢、性別、国籍等に関わらず、安心して暮らすことができる福祉の充実したまちづくりを進めるため、可能な限り障壁（バリア）を取り除きつつ、ともに暮らす方々の支え合いを通じて、障壁（バリア）を越える取り組みが求められます。

[施策の方針]

- 公共施設における段差の解消等を進めるほか、ともに暮らしていくという福祉意識の向上を図り、支え合い等によるこころのバリアフリー化を進めるなど、人にやさしいまちづくりを進めます。
- 公共交通の利便性を高めるとともに、よりきめ細かな移動手段となる民間サービスの提供を支援します。

[施策の展開]

4-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進

- 公共施設や住宅等の物理的障壁（バリア）を解消し、だれもが暮らしやすい社会になるよう取り組みます。
- 住民が高齢者、障がいのある人、子育て家庭等が地域で困っている場合に、積極的に手助けできるよう、福祉意識の向上を図り、地域の支え合い、助け合いによる障壁の解消（こころのバリアフリー化）に取り組みます。

4 - 1 - 2 住民の移動手段の確保

- 住民バス及びデマンドタクシーの運行や高齢者外出支援事業を継続しながら、移動に困難を抱える交通弱者などが移動しやすく、効率的な運行形態等についての検討を進め、住民のニーズを踏まえた移動手段の確保に努めます。

4 - 2 権利擁護体制の強化

[現状と課題]

福祉サービスの利用にあたっては、利用者自らの意思で契約をする必要がありますが、認知機能が低下している人や知的、精神障がい等、判断能力が不十分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況になったり、詐欺など消費者被害に遭うおそれもあります。

そのため、こうした方々が権利侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう支援する、権利擁護の充実が求められます。

また、児童虐待や障がいのある人、高齢者の虐待を防ぐための関係法律には、虐待を発見した人の通報義務についての規定があり、住民の虐待や暴力を発見したときはすぐに窓口に通報や相談をするという意識を高めつつ、被害を未然に防ぐため、地域での支援や見守りを強化する必要があります。

[施策の方針]

- 認知症などの病気により、判断能力が低下した人の財産や金銭の保護を支援します。
- 地域や民生委員・児童委員、宮城県北部保健福祉事務所等が連携し、生活困窮者へ自立を促すために制度の活用を促すとともに、子どもや高齢者、女性などに対する虐待や暴力を根絶します。

[施策の展開]

4 - 2 - 1 権利擁護の利用促進

- 判断能力が低下した人の財産や金銭の管理を支援するために、その家族に向けて、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）や成年後見制度の普及に努め、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

4 - 2 - 2 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応

- 地域において子どもや高齢者、障がいのある人等に対する虐待、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（DV）を防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等の促進を図ります。

4 - 2 - 3 認知症施策の推進

- 住民への認知症に関する啓発を行うとともに、地域（自治会や民生委員・児童委員等）の協力のもと、認知症サポーターの養成や見守り活動に取り組み、権利侵害の早期発見をはじめ、認知症を発症している人や家族への支援や居場所づくりなどの取り組みを強化します。

4 - 3 地域における防災・防犯対策の推進

[現状と課題]

近年の気象変動による大型台風、大雨による水害や大規模地震等の自然災害が多発しているなか、地域での防災意識が高くなっており、「地域の人の命も暮らしも守る」ためには、ふだんから住民同士の支え合い、助け合いを基礎とした、地域における取り組みを推進することが重要となっています。

一方で、近年、家族や近隣住民との関係が希薄な高齢者を狙った特殊詐欺のような犯罪や子どもや高齢者の交通事故などが増加していることから、地域ぐるみでこれらの犯罪や事故を防ぐ取り組みが必要となっています。

[施策の方針]

- 平常時においても災害時においても、一人ひとりの生活の基盤は地域であることを踏まえ、防災、防犯、交通安全対策について、住民一人ひとりが意識を高め、住民、地域、町が協力して安全・安心なまちづくりを推進します。

[施策の展開]

4 - 3 - 1 避難行動要支援体制の整備

- 災害対策基本法改正による、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受け、避難行動要支援者名簿の作成、名簿を活用した情報提供及び情報管理など、避難行動要支援体制を整備します。
- 自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携しながら、避難行動要支援者の状況を把握し、見守りや安否確認等により、地域での取り組みを推進します。

4 - 3 - 2 防犯・交通安全対策の推進

- 地域における防犯意識を高めるため、広報での啓発活動に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等、防犯活動を支援します。
- 関係機関と連携し、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに相談体制の充実を図り、被害に遭遇した場合はその救済のための支援に取り組みます。
- 子どもの自転車の安全運転をはじめ、高齢者の交通事故被害や高齢者が運転する自家用車による交通事故の防止等に向けて、交通安全運動を推進します。

第5章 計画の推進

計画の推進体制

(1) 計画の周知・啓発

地域福祉は、町だけでなく、地域に関わるすべての人々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。

そのため、本計画で示した基本理念や取り組みについて、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

(2) 計画の推進と進捗の確認

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向を見極めながら、関連計画などを策定している関係課とも連携を図り、住民・社会福祉協議会・町とともに、計画の進捗確認を行っていきます。

また、本計画は、美里町総合計画・美里町総合戦略における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、関連する分野別計画や地域福祉活動計画と地域福祉を推進するための考え方や方針を共有していく必要があります。

そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

(3) 地域福祉の推進に向けた各主体の役割

地域福祉の推進にあたっては、住民をはじめ、地域活動団体、社会福祉協議会、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進することが大切です。

住民の役割

住民一人ひとりが地域や福祉に対する認識や理解を深め、地域の一員であるという自覚を持ち、ともに支え合う意識を持って生活をするのが大切になります。

また、住民自身が地域福祉の担い手であるという意識を持ち、地域活動や行政施策への自主的な参加が求められます。

行政の役割

行政は、住民のニーズを的確に把握するとともに、地域特性などを踏まえ、適切なサービスの提供とともに地域の保健・医療・福祉に関する総合的な施策の推進を図る必要があります。

また、社会福祉協議会との連携・協力のもと、地域福祉を推進する多様な団体等を積極的に支援する役割を担っていく必要があります。特に地域福祉推進の中核的担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携・協力のもと、一体となって進めていくことが求められます。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織です。そのため、地域の互助・共助の力を高めていく社会福祉協議会の役割は非常に大きいと言えます。

そのため、社会福祉協議会と町の連携・協力のもとに、きめ細かな地域福祉活動を展開することが重要です。

地域活動団体・ボランティアの役割

地域活動団体（自治会・区会等）・ボランティアは、行政やサービス提供事業者では十分に対応できなくなった社会的ニーズに柔軟性を持って速やかに対応し、住民が自主的に助け合い、支え合う地域社会を作っていくための役割を担っています。

地域のつながりが希薄になるなかで、地域活動やボランティアの活動に参加することで、安心して暮らせる地域づくりに大きな力を発揮することが期待されます。

資 料 編

1 策定経過

(策定期間：平成 28 年 8 月～平成 29 年 3 月)

開 催 日 時	内 容	備 考
平成 28 年 8 月 5 日	第 1 回策定委員会	○ 委嘱状の交付 ○ 会長及び副会長の選任 ○ 協議事項 (1) 策定委員会の運営について (2) 美里町地域福祉計画の策定方針について (3) 町民向けアンケート調査について
平成 28 年 9 月	アンケート調査実施	
平成 28 年 12 月 20 日	第 2 回策定委員会	○ 協議事項 (1) 町民向けアンケート調査の結果について (2) 美里町地域福祉計画の素案について
平成 29 年 1 月 19 日	第 3 回策定委員会	○ 協議事項 (1) 美里町地域福祉計画(案)(未定稿)について
平成 29 年 2 月 9 日～3 月 10 日	パブリックコメント	○ 意見：0 件
平成 29 年 3 月 23 日	第 4 回策定委員会	○ 協議事項 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 美里町地域福祉計画(案)について

2 策定委員会

(1) 美里町地域福祉計画策定委員会条例

平成 2 8 年 3 月 7 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 7 条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、美里町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に基づく施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に関係する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から起算して 2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、美里町課設置条例（平成 1 8 年美里町条例第 6 号）第 2 条に掲げる健康福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

美里町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	団 体 名	備 考
1	黒 沼 篤 司	美里町民生委員児童委員協議会 会長	会 長
2	笠 松 清	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会会長	副会長
3	森 芳四郎	南郷ボランティア友の会 会長	委 員
4	岩 瀬 美津枝	宮城県北部保健福祉事務所 地域保健福祉部技術副参事兼技術次長	委 員
5	小 西 敬 二	公募委員	委 員
6	西 城 芳 江	公募委員	委 員
7	高 橋 章 一	美里町まちづくり推進課 課長	委 員

(任期 : 平成 2 8 年 8 月 5 日 ~ 平成 2 9 年 3 月 3 1 日)

(参考) 小地域福祉活動について

小地域福祉活動とは？

小地域福祉活動とは、一般的に「住民の顔が見える」身近な地域で行われる住民の様々な福祉活動であり、「地域」にある福祉課題にみんなで取り込んでいこうという取り組みです。

小地域福祉活動への取り組み方（例）

ステップ1：地域課題を話し合ってみましょう

- 小地域福祉の活動の必要となる背景には、様々な課題があります。
みんなで地域を暮らしやすくするために、必要なことを話し合い、課題を解決するための取り組みが必要となります。
- 町社会福祉協議会では、地区社協とともに「地域福祉力 UP 情報交換会」を実施していますので、参加してみましょう。課題を共有したり、新たな気づきがあるかもしれません。

地域課題の考え方（例）

動 機		実際の活動の例
○ 地域の治安が心配	→	○ 登下校時に見守り活動をしよう
○ 災害にどう備えたらいいだろう	→	○ 災害時を想定した避難体制づくりや防災訓練をしなくては
○ 生活習慣病が心配だけれど、なかなか身体を動かす機会がない	→	○ 地域の友人とウォーキングに取り組んでみよう
○ はじめての子どもなので、子育てに不安がある	→	○ 気軽に話し合える仲間づくりができないかな

ステップ2：活動には仲間づくりも必要です。

- 一人で活動に取り組むことは、なかなか難しいものです。地域で同じような課題を感じている方やステップ1のような地域課題を話し合う機会を通じて、ともに活動する仲間づくりも必要です。
- 地域活動団体では、悩みごとの原因が一致していたり、活動の目的が共有できれば分野を越えた活動につながります。そこで、団体間で連携してできる活動はないか考えてみましょう。

ステップ3：地域で「顔の見える関係」づくりをめざしましょう。

- 小地域福祉活動のめざす大きな目的の1つに、地域でお互いの「顔の見える関係」を築いていくことがあります。
- ふだんからの地域福祉活動を通じて、災害や緊急時といった、いざというときにも支え合える地域づくりをめざしましょう。
- 無理なく継続して活動していくためには、日常活動にちょっとひと手間加える感覚で、“ついで活動”や“ながら活動”も有効です。

美里町地域福祉計画

(第 1 期)

発 行 : 平成 29 年 3 月

編集・発行: 美里町 健康福祉課

〒987-0004

宮城県遠田郡美里町牛飼字新町 51 番地

美里町健康福祉センターさるびあ館

電 話: 0229-32-2941 F A X: 0229-32-2942

町ホームページ: <http://www.town.misato.miyagi.jp>